

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年6月2日(2022.6.2)

【公開番号】特開2020-192233(P2020-192233A)

【公開日】令和2年12月3日(2020.12.3)

【年通号数】公開・登録公報2020-049

【出願番号】特願2019-101072(P2019-101072)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 2 Z

A 6 3 F 7/02 3 1 0 C

【手続補正書】

【提出日】令和4年5月25日(2022.5.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

表面上遊技領域が形成された遊技盤と、

遊技者が操作可能な発射操作部と、

前記発射操作部の操作に基づいて遊技球を前記遊技領域に向けて発射可能な発射手段と、
を備え、

前記発射操作部の操作態様に応じて前記発射手段による遊技球の発射強度を調整可能であり、

前記遊技領域には、第1発射強度で発射された遊技球が流下可能な第1領域と、第1発射強度よりも大きい第2発射強度で発射された遊技球が流下可能な第2領域と、が設けられており、

前記遊技盤には、前記第2発射強度で発射された遊技球を前記第2領域内の入球領域に導く第1経路と、前記第2発射強度で発射された遊技球を前記入球領域に導くことなく前記遊技領域外に導く第2経路と、前記第2発射強度で発射された遊技球の流下経路を前記第1経路と前記第2経路とに分岐させる分岐部と、前記第2経路に振り分けられた遊技球を機外に排出する排出部と、が設けられており、

前記分岐部は前記遊技盤の表面右上側に、前記入球領域は前記遊技盤の表面右下側に、
前記排出部は前記遊技盤の表面右下側であって前記入球領域より右側の遊技領域外に、
それぞれ設けられており、

前記第1経路及び前記第2経路は、前記遊技盤の表面側を通るものとされて前記遊技盤
の表面側で左右方向に並んで設けられている

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

すなわち、手段1の遊技機は、

40

50

表面上遊技領域が形成された遊技盤と、

遊技者が操作可能な発射操作部と、

前記発射操作部の操作に基づいて遊技球を前記遊技領域に向けて発射可能な発射手段と、
を備え、

前記発射操作部の操作態様に応じて前記発射手段による遊技球の発射強度を調整可能であ
り、

前記遊技領域には、第1発射強度で発射された遊技球が流下可能な第1領域と、第1発射
強度よりも大きい第2発射強度で発射された遊技球が流下可能な第2領域と、が設けられ
ており、

前記遊技盤には、前記第2発射強度で発射された遊技球を前記第2領域内の入球領域に導
く第1経路と、前記第2発射強度で発射された遊技球を前記入球領域に導くことなく前記
遊技領域外に導く第2経路と、前記第2発射強度で発射された遊技球の流下経路を前記第
1経路と前記第2経路とに分岐させる分岐部と、前記第2経路に振り分けられた遊技球を
機外に排出する排出部と、が設けられており、

前記分岐部は前記遊技盤の表面右上側に、前記入球領域は前記遊技盤の表面右下側に、
前記排出部は前記遊技盤の表面右下側であって前記入球領域より右側の遊技領域外に、そ
れぞれ設けられており、

前記第1経路及び前記第2経路は、前記遊技盤の表面側を通るものとされて前記遊技盤
の表面側で左右方向に並んで設けられている
ことを要旨とする。

10

20

30

40

50